

木津川市コミュニティバス加茂地域運行見直しに係る業者選定の考え方

平成25年10月1日から予約型乗合タクシーによる運行及び一般旅客運行事業者による運行の見直しに伴う運行事業者の選定を、以下のとおり実施します。

1. 業務名及び業務内容

①加茂地域予約型乗合タクシー運行業務

加茂地域の6路線（山田線・大畑線・観音寺線・南加茂台線・銭司線・西線）を、予約型乗合タクシーにより運行する。

②加茂地域コミュニティバス運行業務

加茂地域の2路線（奥畑線・通学線）を、バス車両で定時定路線により運行する。

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

3. 選定概要

①選考について

公募による企画提案により、選定委員会が評価基準に基づき選定します。その選定結果に基づいて、木津川市長が運行要請者を選定します。

②応募資格について

- ・ 一般旅客自動車運行事業（乗合・貸切）の実績がある者で、本業務を確実に実施できると認められるもの。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ・ プロポーザルの募集開始の日から企画提案の採用の日までの間に、木津川市から指名競争入札における指名停止を受けていない者であること。
- ・ 木津川市における地方税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

③提案事項について

- ・ 業務の基本的な考え方
- ・ 安全性の確保について
- ・ 災害や事故等の対応について
- ・ 業務の実施体制について
- ・ 利用者サービス向上策について（乗合タクシーとしての認知度の向上等）
- ・ 運行実施地域への貢献度について（運行実績等）
- ・ 運行を行う路線における起点から終点までの経費額と積算の考え方について

④運行開始までに必要な手続き等

次の手続きを運行開始日までに行っておく必要があります。

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送許可
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送の運送約款設定許可
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送の運賃設定届

4. 経費の負担

運行経費については、運賃収入及び国庫補助金等で賄えない運行損失分を市が負担します。

新しい運行形態での運行開始までのスケジュール

分類	実施主体	項目										
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
①・②	木津川市	木津川市コミュニティバス運行事業に関する条例廃止	26日 ○									新しい運行形態での運行開始
①・②	木津川市	運行事業者の選定		→								
		・公告		中旬 ○								
		・提案書提出期限			中旬 ○							
		・選考委員会開催				下旬 ○						
		・運行要請事業者決定				下旬 ○						
①・②	協議会(事務局)	デマンド型タクシー・緑ナンバー化 運行手続き				←						
①	協議会(事務局)	運行方法変更の市民周知		←								
①・②	木津川市	運行事業者との運用調整				←						

① 運行の見直し(デマンド化)

② 道路運送法4条運行(緑ナンバー化)